

原則全医療法人に詳細な経営情報提出を義務付け

厚労省、今通常国会に提出し成立を目指す

嶋賢治（協顧問税理士・嶋会計センター所長）

医療法人は、決算について毎会計年度終了後3月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書（以下「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書等」という）を、監事の監査を経た上、長崎県知事に届け出なければなりません。

この事業報告書等は、長崎県にある「県政情報閲覧エリア」で、閲覧・コピー等をすることができます。

固定資産、流動負債、固定負債の4項目の合計額のみです。貸借対照表や財産目録では流動資産、それぞれの4項目から

昨年11月9日、「医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会」で「報告書」が

まとめられました。その「報告書」によれば、2023年度中からすべての医療法人に対して経営指標の提出を求め、国がデータベース化し、様々な政策等に活用することとしています。その活用については、表1にある5項目を挙げています。

○医療従事者の待遇の適正化を進めるため、新たな制度によって、医療機関における現状の給与の把握をすることは、「職種ごとの給与費の合計額」と「職種ごとの延べ人数」により算出できるが、医療法人における財務情報として存在しないことも考えられ、医療法人の負

と、「職種ごとの年間一人当たり給与費の把握」に並々ならぬ意欲を示しています。

一人医師医療法人の職種ごとの給与費のなかの医師・歯科医師の欄は、とりもなおさず理事長先生個人の年間給与のことです。現在、個人開業の医業の方の所得は個人所得税の申告などで統計的

この「検討会の報告書」

○このため、新たな制度では「職種ごとの延べ人数」については、別途「病床機能報告」によって報告されていることとし、例えば無床診療所のように「病床機能報告」において得られない場合には

病床機能報告の調査対象日と同じ7月1日時点の人の数の報告を新たな制度によって求めるべきである。

は社会保障審議会・医療部会での審議を経て、医療法改正案を2023年の通常国会へ提出され、成立すれば2023年度中にデータベース構築を

行い、データの一定程度の集積を待つて利活用をスタートします。成り行きを注視する必要があります。

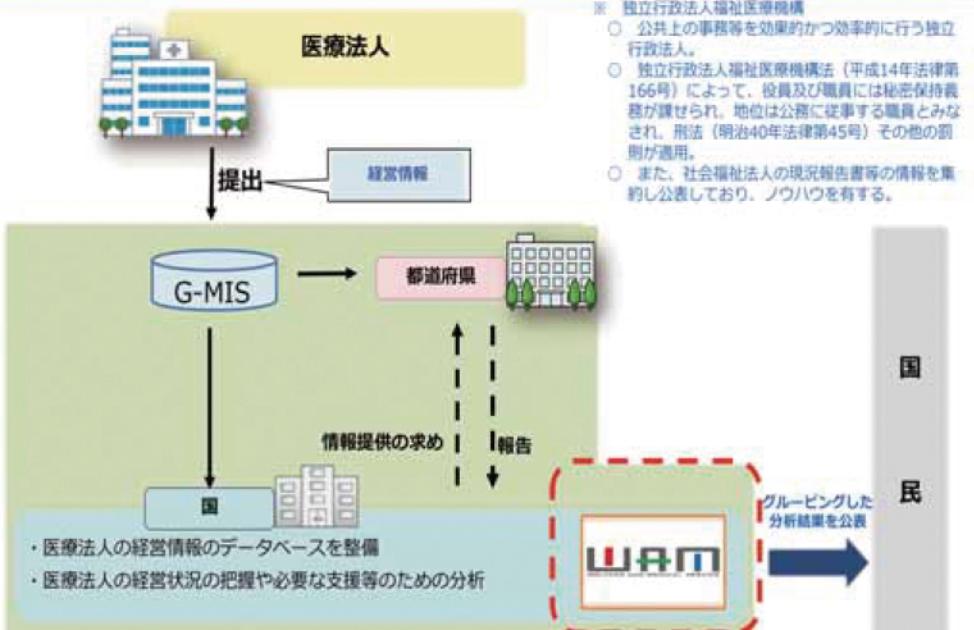
査で対応可能なものは、それを活用すべきである。そこが法人形態での先生の給与の実態は法人税の申告書の中の内訳書でしかわからないため、ほとんど把握が不可能です。

さらに今回の「検討会の報告書」で気になるのが、その中に「国民に対して丁寧に説明していく」という文言が多用され、その必要性が強調されています。

一般の国民は医業の経営指標に対して興味や関心は示しません。関心を示すのはその給与、とりわけ医師の給与です。検討会の報告書の「詳細な経営情報の提出」が、その活用目的である医業従事者の待遇の改善につながればいいことです。が、診療報酬削減の材料にでもされれば報告書を作成する手間をかけた甲斐もありません。

（参考）運用のイメージ

「医療法人の経営情報のデータベース」の運用に当たって、国と独立行政法人の関係を踏まえ、独立行政法人福祉医療機構（WAM）を活用して進めることを検討中。



第2回医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会参考資料より

・医療法人の経営情報のデータベースを整備
・医療法人の経営状況の把握や必要な支援等のための分析

なお、貸借対照表に関しては現行の事業報告書様式を活用するとしており、損益計算書、その中でも給与費により力を入れている点が特筆できます。

- 独立行政法人福祉医療機構
- 公共上の事務等を効率的かつ効率的に行う独立行政法人。
- 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）によって、役員及び職員には秘密保持義務が課せられ、地位は公務に従事する職員とみなされ、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則が適用。
- また、社会福祉法人の現況報告書等の情報を集約し公表しており、ノウハウを有する。

當情報の報告すべき項目は大まかなもので、損益計算書は事業収益、事業費用、事業外収益、事業外費用の4項目の合計額のみです。貸借対照表や財産目録では流動資産、

固定資産、流動負債、固定負債の4項目の合計額のみです。貸借対照表や財産目録では流動資産、わかるはずはありません。

昨年11月9日、「医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会」で「報告書」が

まとめられました。その「報告書」によれば、2023年度中からすべての医療法人に対して経営指標の提出を求め、国がデータベース化し、様々な政策等に活用することとしています。その活用については、表1にある5項目を挙げています。

○医療従事者の待遇の適正化を進めるため、新たな制度によって、医療機関における現状の給与の把握をすることは、「職種ごとの給与費の合計額」と「職種ごとの延べ人数」により算出できるが、医療法人における財務情報として存在しないことも考えられ、医療法人の負

と、「職種ごとの年間一人当たり給与費の把握」に並々ならぬ意欲を示しています。

一人医師医療法人の職種ごとの給与費のなかの医師・歯科医師の欄は、とりもなおさず理事長先生個人の年間給与のことです。現在、個人開業の医業の方の所得は個人所得税の申告などで統計的

この「検討会の報告書」